

一般廃棄物処理業 変更申請 チェック表

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(抜粋)

第9条の3 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、第8条第1項の申請書及びその添付書類に記載した事項の変更をしようとするときは、あらかじめ許可申請事項変更申請書(第11号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 処理業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

- ① 車両
- ② 駐車場
- ③ 申請人の住所(法人にあっては、その所在地及び名称)
- ④ 事務所又は営業所の所在地及び名称
- ⑤ 契約先の事業所
- ⑥ 代表者・役員
- ⑦ 従業員

変更手数料(1件・1人につき)	
従業員鑑札	1,000円
車両・施設検査証	2,000円
車両容器検査証	1,000円
許可証再交付	6,000円

変更・削減等不要時に返却してもらうもの	
運転手/作業員	従業員鑑札
営業所/駐車場/処分場	施設検査証(黒)
車両	車両検査証(赤)
	車両容器検査証(緑)
	標識(マグネットシート)
	自動計量カード(工場へ)

用紙のあるもの	添付書類名	変更内容							備考	チェック
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
<input type="radio"/>	許可申請事項変更申請書(第11号様式)	○	○							
<input type="radio"/>	許可申請事項変更届(第12号様式)			○	○	○	○	○		
<input type="radio"/>	事業調書(第7号様式)		○	○	○		△			
<input type="radio"/>	作業計画調書(第8号様式)	△				△	△	△	増減のある場合のみ	
	定款の写し			△					法人のみ	
	法人:登記事項証明書(履歴事項全部証明書)★ 個人:住民票★			○	○ 法人のみ		○ 法人のみ			
	印鑑証明★			△						
<input type="radio"/>	履歴書						△			
<input type="radio"/>	役員名簿						○		変更後の代表者・役員すべてを記入	
<input type="radio"/>	従業員名簿(第9号様式)						△	○	変更後の代表者(個人のみ)・従業員すべてを記入	
	運転免許証の写し						△	△	新規登録者が運転業務に従事する場合のみ	
	車庫付近見取り図		○							
	車庫の平面図		○							
<input type="radio"/>	保有車両一覧	○							コンテナも含め変更後のすべての所有車両を記入	
	自動車検査証の写し	○								
	自動車損害賠償保険証明書の写し	○								
	自動車保険(任意保険)明細書の写し	○								
	車両の写真(正面・側面・後面)	○								
<input type="radio"/>	自動計量カード交付申請書	○								
<input type="radio"/>	車両使用承諾書	△							新規登録車両名義が申請者以外の場合のみ	
<input type="radio"/>	承諾書(洗車設備使用にかかるもの)		△							
<input type="radio"/>	排出事業所一覧表					○			変更後の排出事業所すべてを記入	
	排出事業所との契約書の写し					○			新規契約分のみ	
	コンテナ設置場所の位置図	△							コンテナを新たに設置する場合のみ	
<input type="radio"/>	許可証再交付申請書			△					再交付の場合のみ	
	許可証			△			△		再交付の場合は新許可証の交付時/書き換えの場合は届出時に返却	

△印のついた書類は、該当のある場合のみ添付してください。

★印のついた書類は、3箇月以内に発行されたものに限る。